

防災気象情報の改定に伴う荒天時等の対応について（改定）

平素より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。さて、令和8年5月29日より、気象庁による防災気象情報の発表形式が大きく改定され、情報名に「レベル」が付記されるなど新たな体系へと移行いたしました。

これに伴い、本校における荒天時の「自宅待機」および「臨時休業」の判断基準について、生徒の安全確保を第一に考え、以下の通り改定いたします。

1. 自宅待機とする基準

午前6時の時点で、本校の対象地域（「神奈川全域」「神奈川西部」「相模原」のいずれか）に以下の情報が発表されている場合は、自宅待機とします。

- 【警戒レベル5相当：特別警報】
 - **大雨特別警報**、**暴風特別警報**、**大雪特別警報**、**暴風雪特別警報** のいずれか1つ
- 【警戒レベル4相当：危険警報】
 - **大雨危険警報**（単独での発表でも自宅待機となります）
- 【警戒レベル3相当：警報】
 - **大雨警報** と **暴風警報** が同時に発表されている場合
 - **大雪警報** または **暴風雪警報** のいずれか1つ

※気象庁の改定により、従来の「大雨警報」の上位にあたる警戒レベル4相当の情報として「大雨危険警報」が新設されました。これに伴い、本校でも「大雨危険警報」が発表された場合は、暴風警報の有無に関わらず自宅待機といたします。

2. 臨時休業・授業実施の判断時間

- 午前11時の時点で、上記の特別警報・危険警報・警報が継続している場合
 - 当日は臨時休業とします。
- 午前11時の時点で、上記の特別警報・危険警報・警報がすべて解除されている場合
 - 午後から授業を実施します。

3. 登校・欠席に関する注意事項

- 地域によっては、警報が解除になっても天候が回復していない場合や、居住地の自治体から避難情報等の自然災害に関する情報が出ている場合があります。登校できるかは状況に応じてご家庭で判断し、登校する際は安全に十分注意してください。
- 交通機関の事情や安全確保のための遅刻・欠席は、出席扱いとなる場合があります。その場合は、当日以降すみやかに、担任までご連絡ください。